

2023年5月1日

関係各位

一般社団法人設立のご挨拶

一般社団法人 東京湾海堡ツーリズム機構  
代表理事 鈴木 隆裕

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、任意団体であった当機構を一般社団法人とし組織体制を変更する運びとなりました。

2019年2月に設立した当機構は、同年5月に「第二海堡上陸見学ツアー」本格開始を皮切りに、2023年の3月までに193回のツアーを実施し、累計7,912名のお客様にご参加いただきました。皆さまの温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症によってツアーの中止や旅客の激減が相次ぐ状況もありましたが、上陸ツアーのみならず、第二海堡を舞台に観光庁の補助金等を活用しながら新たなコンテンツ開発などを試みて参りました。ツアーの質の向上はもとより、多様なニーズにお応えできますよう、引き続き努力して参ります。

なお、今回の法人化にあたりまして事務局および連絡先等に変更はございません。

今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

新名称	一般社団法人 東京湾海堡ツーリズム機構
事務所	〒238-0004 神奈川県横須賀市小川町 27-16 <a href="mailto:info@daini-kaiho.jp">info@daini-kaiho.jp</a> 070-4399-1397 (月・水・金の10時~16時)
設立年月日	2023年5月1日
代表理事	鈴木 隆裕
理事	山本 詔一、丁野 朗
オブザーバー	横須賀市、富津市

以上

定 款

一般社団法人 東京湾海堡ツーリズム機構

# 一般社団法人 東京湾海堡ツーリズム機構 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京湾海堡ツーリズム機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市小川町27番地16に置く。

(目的)

第3条 当法人は、第二海堡上陸ツアーを催行する旅行会社及び参加観光客等の利便性の向上を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 第二海堡上陸ツアーの申込受付、調整、スケジュール管理、協議会、自治体をはじめとする関係各所との調整等、第二海堡上陸ツーリズム全体の支援
2. 第二海堡上陸ツアーを催行する旅行会社との調整
3. 富津市、横須賀市の地域活性化に係る諸施策
4. 第二海堡上陸ツアー等に付随するパンフレット、出版物、Webサイト等の企画および制作、ツアー内容の発信、PR等
5. 第二海堡上陸ツアーをはじめとした各種ツアーを充実させるためのハード、ソフト両面での施策の実施
6. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(開催)

第9条 定時社員総会は、毎年7月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第15条 当法人は、理事を3名以上置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第22条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(経費)

第23条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 当法人の通常経費は、事業収入・手数料収入をもって充てる。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第24条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年4月末日までとする。

(設立時の役員)

第25条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

神奈川県横須賀市  
設立時理事 鈴木隆裕

神奈川県横須賀市  
設立時理事 山本詔一

埼玉県越谷市  
設立時理事 丁野 朗

神奈川県横須賀市  
設立時代表理事 鈴木隆裕

(設立時社員の氏名及び住所)

第26条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県横須賀市  
設立時社員 鈴木隆裕

神奈川県横須賀市  
設立時社員 山本詔一

埼玉県越谷市  
設立時社員 丁野 朗

(法令の準拠)

第27条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人東京湾海堡ツーリズム機構設立のため、設立時社員鈴木隆弘、山本詔一、丁野朗の定款作成代理人である司法書士逸見浩輔は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年4月18日

神奈川県横須賀市  
設立時社員 鈴木隆裕

神奈川県横須賀市  
設立時社員 山本詔一

埼玉県越谷市  
設立時社員 丁野 朗

上記設立時社員3名の定款作成代理人

横須賀市

司法書士 逸 見 浩 輔